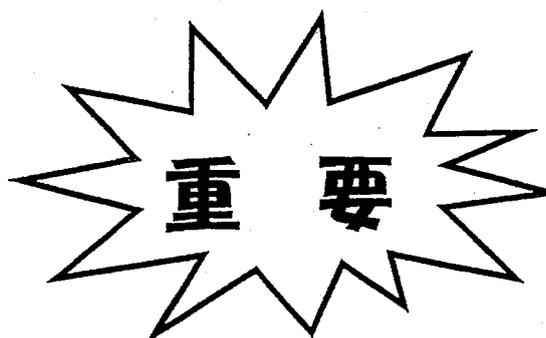


請負者の方々へ



現場代理人の常駐義務について

「知らなかった」では、すみません。

現場代理人は、請負者の現場における任務を代行する役目を持ち、福島県工事請負契約約款第10条の規定により、**契約工事毎の現場に常駐することが義務付けられております。**

従いまして、新たな工事を受注して契約される場合には、**既に他の工事の現場代理人又は主任技術者・監理技術者に選任されている人（県発注工事以外も含む）は他の工事との関係で新たな工事の現場代理人として配置できないことがあります。**

また、同一工事の主任技術者・監理技術者は、兼務することができますが、**営業所の専任技術者を現場代理人として配置することはできません。**

なお、「現場代理人及び主任技術者等通知書」（第11号様式）では、他に現場代理人等になっている工事を、現場代理人本人の自署により確認しております。

詳しくは、各発注機関にお問い合わせ下さい。